

第8次

新潟県地域保健医療計画

令和6年3月

新潟県

第3章 保健医療圏と基準病床数

第1節 保健医療圏の設定

保健医療圏は、疾病の状況に応じた保健医療資源の適正な配置や機能分担、連携等のシステム化を図るための地域的単位として、県が設定するものです。

保健医療サービスには、住民の日常生活に密接に関わる頻度の高いものから、極めて高度、特殊なものまで、様々な水準があります。

この水準に応じて、県民誰もが適切なサービスを受けられるよう、需要に対応できる提供体制を効率的に整備していくことが必要です。

なお、保健医療圏の設定は、県民の自由な医療機関の受診や保健医療サービスの利用、提供者側の活動を制限するものではありません。

1 一次保健医療圏

県民の日常的な健康相談、健康管理や一般的な疾病への対応など、県民の日常生活に密着した頻度の高い保健医療サービスが提供される区域であり、市町村を単位とします。

2 二次保健医療圏（医療法第30条の4第2項第14号に規定する区域）

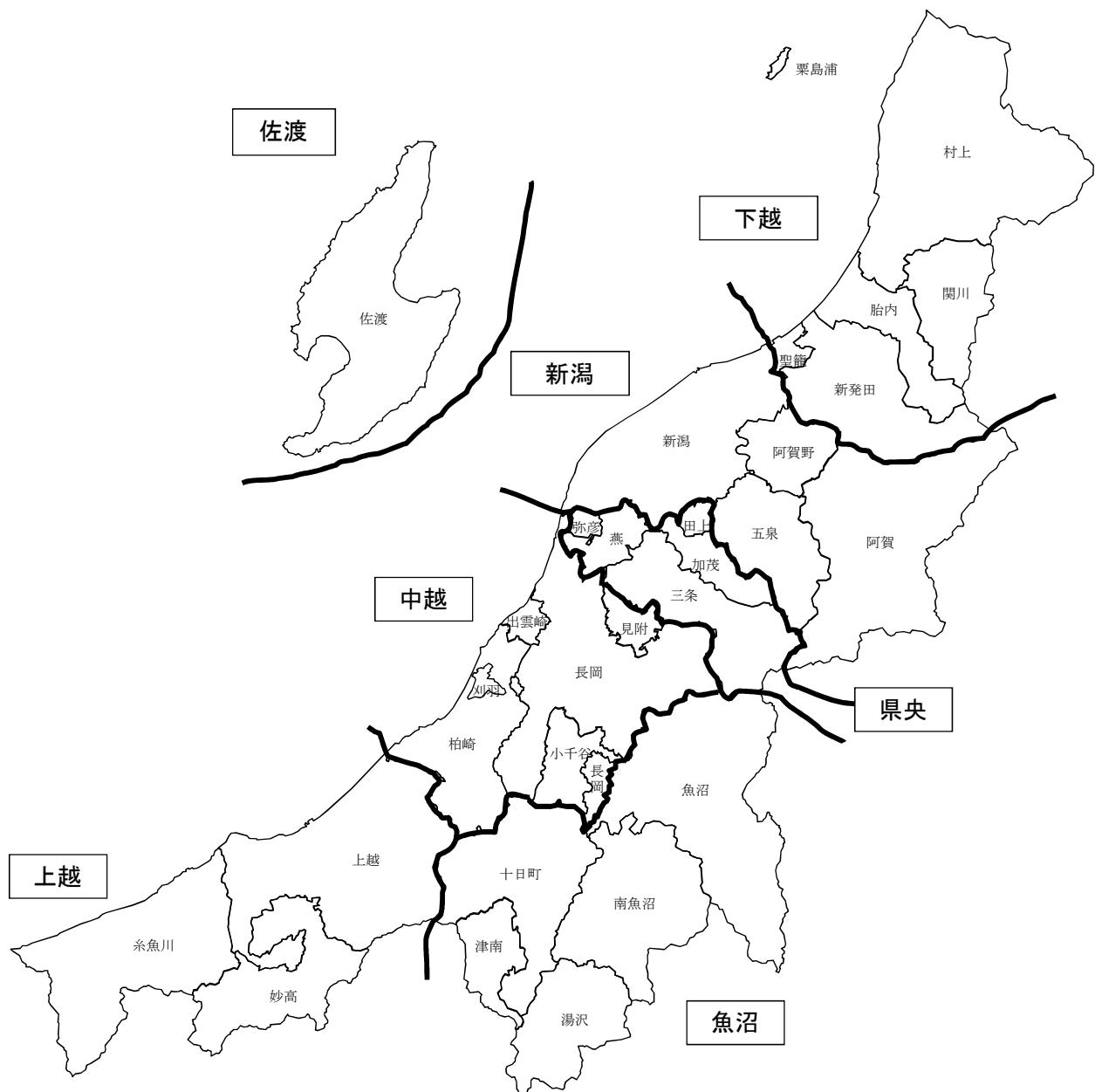
特殊なサービスを除き、比較的専門性の高い保健医療活動が完結できる区域であり、病院における入院に係る医療提供体制の確保を念頭に、人口、保健医療資源の状況、住民の受療動向等に基づき設定した7つの区域を単位とします。

ただし、技術の進歩や高度化、救急搬送の状況、関係機関の管轄等を踏まえ、必要に応じて見直しを検討します。

3 三次保健医療圏（医療法第30条の4第2項第15号に規定する区域）

一次及び二次の保健医療体制との連携の下、高度で特殊な技術、設備を必要とする保健医療サービスが提供される区域であり、全県を単位とします。

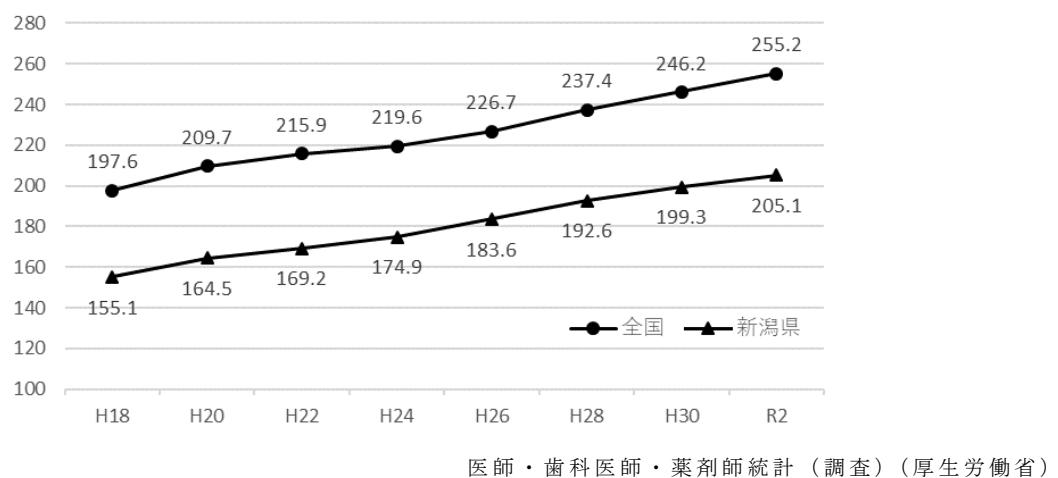
二次保健医療圏



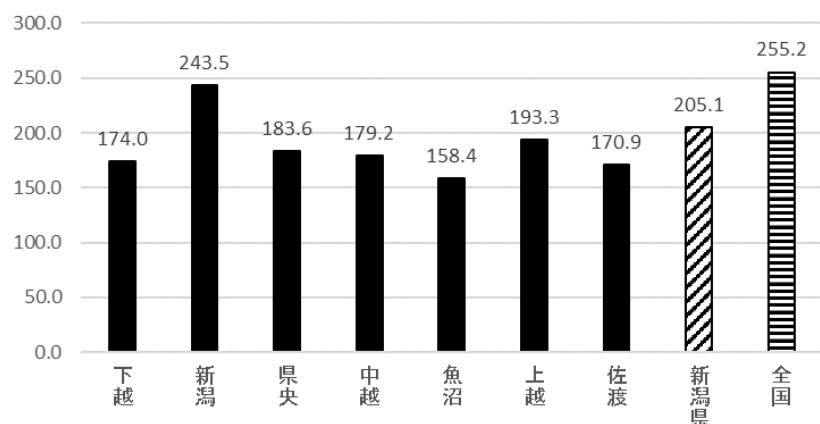
圏域名	構成市町村数	人口(人)	面積(km ²)	構成市町村名
下越	6 (3市1町2村)	192,575	2,319.14	新発田市、村上市、胎内市、聖籠町、関川村、粟島浦村
新潟	4 (3市1町)	867,339	2,223.73	新潟市、五泉市、阿賀野市、阿賀町
県央	5 (3市1町1村)	208,783	733.51	三条市、加茂市、燕市、弥彦村、田上町
中越	6 (4市1町1村)	415,924	1,636.85	長岡市、柏崎市、小千谷市、見附市、出雲崎町、刈羽村
魚沼	5 (3市2町)	148,711	2,649.20	十日町市、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、津南町
上越	3 (3市)	249,561	2,165.76	糸魚川市、妙高市、上越市
佐渡	1 (1市)	48,116	855.68	佐渡市
合計	30 (20市6町4村)	2,131,009	12,583.87	

資料：「新潟県推計人口（令和5年7月1日現在）」（新潟県統計課）、「令和5年全国都道府県市区町村別面積調」（国土交通省国土地理院）（令和5年7月1日時点）

人口10万人当たりの薬剤師数の推移

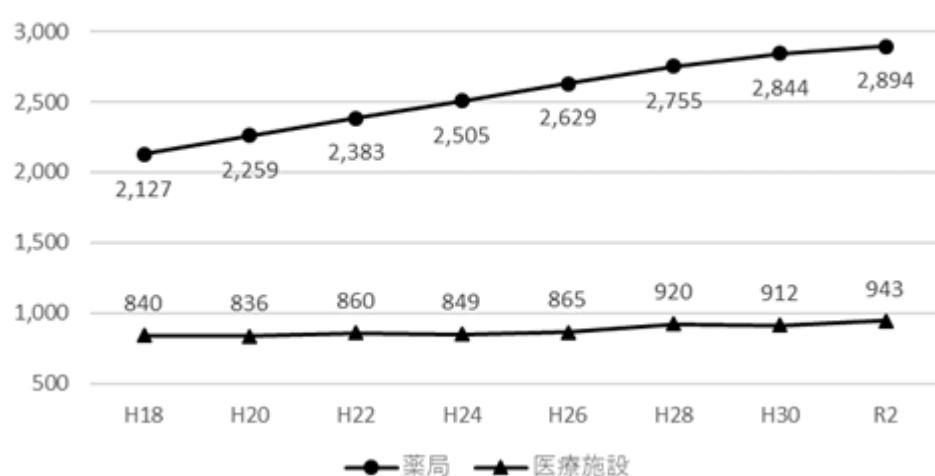


二次保健医療圏別人口10万人当たり薬剤師数



令和3年新潟県福祉保健年報

施設の種別に見た薬剤師数の推移



医師・歯科医師・薬剤師統計（調査）（厚生労働省）